

人口動向が社会経済に及ぼす影響について

我が国では、現在急速に高齢化が進行しており、このような状況下で出生率が低水準で推移するとすれば、社会経済に次のような影響を及ぼす可能性がある。

1. 経済全般への影響

- 将来的な生産年齢人口の割合の低下は、産業構造、消費構造に影響を与える可能性がある。

2. 社会保障への影響

- 生産年齢人口が減少していくなかで、将来的に社会保障負担についての問題が増大する可能性がある。
- 寝たきり・痴呆性老人の介護の需要が増大し、介護のためのマンパワーの確保の問題が増大する可能性がある。

3. 労働市場への影響

- 将来的な労働力人口の減少により、労働力不足となるポテンシャルを有し、経済成長が制約される可能性がある。
- 将来的な労働力人口の減少と時短ははたして両立するかという問題がある。

[参考] 諸外国における家族政策と出生率

1. 家族政策と出生率

- (1) 家族政策の内容は国によって異なる。英米では貧困家族、ハンディーキャップをもつ家族に対する政策であるが、欧州諸国では一般的な家族、子供を対象として社会的公正とか所得再分配を目的としたものである。最近、E Cでは男女平等、世代間の連帯も家族政策の目的として重視している。
- (2) 全体としては、直接現金移転や出産休暇は出生率を上げ、公的施設通園割合は出生率を下げるとの分析結果がある(ゴ-チ)。これは、女性の就業率が低く、従来高かった出生率が急激に低下している国々(イタリア、スペイン等)を含むため、これらの国では公的な保育園等を整備すると女性がさらに就業するようになり、出生率低下が加速される傾向があるためと考えられる。
- (3) 家族手当は手厚いが女性の就業に関する施策がスウェーデンほどではない国(フランス、ベルギー等)では、保育園等が整備されると出生率が上がる(ゴ-チ)。
- (4) 既に女性の就業に対する施策が整備されつくした国(スウェーデン、ノルウェー等)では、現金家族手当のみが出生率を上げ、その他はあまり関係がないと考えられる(ゴ-チ)。

2. スウェーデンの家族政策

(1) 合計特殊出生率の動向

1950-64	2.2 から 2.5に上昇
1964-85	2.5 から 1.7に低下
1985-90	1.7 から 2.1に上昇

(2) 育児休業

両親のいずれかは、出産後、子供が8歳になるまで又は小学校1年生終了までの間、合計450日間の育児休業が取得できる。

(3) 両親手当

育児休業中、うち360日分は収入の9割、残り90日分は一定額の所得保障がある。(なお、出産間隔が30ヶ月以内であれば特に仕事の実績を積み上げなくても前子と同様の両親手当が得られる。)

(4) 出生率への影響

働く女性に出産の動機づけを与え出生率が上昇したとの分析結果がある。(ホーム、グスタフソンなど)

(5) 最近の状況

- ① スウェーデンでは、低下していた出生率が80年代半ばから上昇してきている。
- ② スウェーデンの女子の労働力率は世界最高である(約9割)。日本でも女子の労働力率は上昇している(約5割)が、結婚、出産、育児の時期には率が低くなる。スウェーデンの場合には60年代にはそうだったが、現在ではそのようなことはない。
- ③ スウェーデンは両親のいずれかが休める育児休業を実施している。日本でも女性の育児休業制度が平成4年4月から実施されているが、働く女性が利用できる制度となっているか。スウェーデンでは育児休業中の所得保障があるが、日本の場合はない。
- ④ スウェーデンでは、嫡出子・非嫡出子、離婚の如何にかかわらず、国家のサポートによって子供を育てていくことができる(約半分が非嫡出子、離婚率は世界最高水準)。こういう状況下で子供が生まれている。
- ⑤ 女性の労働権を認めた上で、子供を生める状況をつくることが課題である。(シェネ)
- ⑥ 家族政策は、国家が、子供を生んだことによって貧しくならないように、個人の基本的な人権としてやらねばならない(女性研究員;児童問題研究所)。

3. フランスの家族政策

(1) 合計特殊出生率の動向

1950-58	2.9 から 2.7に低下
1958-64	2.7 から 2.9に上昇
1964-78	2.9 から 1.8に低下
1978-81	1.8 から 1.9に微増
1981-90	1.9 から 1.8に微減

(2) 児童手当

3子家庭で平均賃金の約2割となっている。(フランスも含め、欧米諸国では、年齢制限を16歳未満としているところが多い。)

なお、年金において、3人以上の子供を育てた場合に、年金額の1割を加算する制度がある。

(3) 出生率への影響

合計特殊出生率で0.2位上昇(イタ)、0.2~0.3位上昇(キロ)させる効果があったとの評価がある一方で、比較的效果なし(モニ)との評価もある。

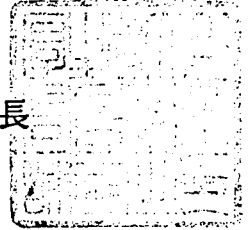
(4) 政策理念の経緯

- ① 多産を奨励する人口政策(家族法典(1939)・社会保障法(1946))
- ② 出産手当、妊産婦手当、児童手当のような人口目標をもつものでも、社会正義の観点からなされた(ブルジョワ・ビヤ;1970年)。
- ③ 出生増加目的を社会正義の観念で裏付ける努力をしてきた(ニザル;1970年)。
- ④ 次世代を担う子供を養育して基本的な市民の義務を果たす家族への政府の責任という論拠から家族政策を正当化(モニ;1990年)
- ⑤ 子供をもつ選択をした者は経済的に不利になっているから、そのようにならないような規範をつくり、集団の適度に向けて個人の選択を誘導するのは政府の責任(シネ;1990年)

政 発 第 23 号
平成5年3月5日

人口問題審議会各 委 員 殿
専門委員

厚生省大臣官房政策課長



人口問題審議会懇談会の開催について

標記について、下記のとおり御案内いたしますので、御多用中恐縮に存じますが、御出席いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 平成5年3月24日(水) 10時30分～11時40分
- 2 会 場 中央合同庁舎第5号館(厚生省)
特別第1会議室(7階 内線3880)
東京都千代田区霞ヶ関1-2-2
電話番号 (03) 3503-1711(代表)
- 3 議 題 (1) 最近の人口動向に伴う諸問題について
(2) その他

